

2023年9月27日

韓国特許庁  
李仁實 特許庁長殿

一般社団法人日本知的財産協会  
常務理事 齊藤 浩二

「商標法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-211 号）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業 993 社を含む、1360 社（2023年9月1日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「商標法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-211 号）」につき、添付資料のとおり私どもの意見を申し上げます。  
また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

つきましては、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先：  
一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 熊谷 英夫  
（担当：古谷 真帆）  
TEL：81-50-3498-9098  
Email：furuya@jipa.or.jp

## 添付資料

### 「商標法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-211 号）」に対する日本知的財産協会意見

日本の早期審査制度では、早期審査の対象となる商標出願として、「出願人（又はライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用している（又は使用の準備を相当程度進めていて）、かつ、『類似商品・役務審査基準』等に掲載されている商品・役務のみを指定している案件」が挙げられている。

韓国においても、指定商品・役務の全部に使用していたり、使用準備中であるケースだけでなく、一部に使用している（又は使用の準備を相当程度進めている）案件についても、柔軟に早期審査を利用できるようにしていただきたい。本改正により「商標調査報告書による優先審査の申請」が優先審査の対象でなくなることで、第三者から警告を受けた場合等を除き、指定商品・役務の一部に使用しているケースにおいて優先審査が利用できなくなり、ユーザーの利便性が損なわれるおそれがあると考えます。